

●香川県告示第223号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業の免許の内容となる事項等を次のように定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成27年7月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 免許の内容となる事項、制限又は条件及び地元地区

計画番号区第1号（のり）

（1）漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町葛島西地先

イ 点の位置

基点A 葛島南西端

〃 B 荒神島大石鼻北端

〃 C 岡山県玉野市蛸崎鼻東端

〃 D トビス中央

〃 E 岡山県玉野市瀬越鼻南西端

〃 F 葛島高頂（105メートル）

点 イ AからC見通し線とBからE見通し線との交差点

〃 ロ DからF見通し線とBからE見通し線との交差点

〃 ハ DからF見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

（2）漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

（3）制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

（4）地元地区 香川郡直島町

2 免許予定日 平成27年10月1日

3 免許の存続期間 平成27年10月1日から平成30年9月30日まで

4 免許申請期間 平成27年8月26日8時30分から同月27日17時まで